

食品寄附等に関する官民協議会（第四回）議事要旨

日時：令和7年7月25日(金)10:00～12:00

場所：オンライン

出席者：

(構成員)

荒川 隆	一般財団法人 食品産業センター 理事長
岩永 将直	草加商工会議所 青年部会長
植田 全紀	一般社団法人 日本フードリカバリー協会 代表理事
梅津 英明	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（ニューヨークオフィス）パートナー
兼澤 真吾	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 持続社会部 副主任研究員
工藤 拓	一般社団法人 日本加工食品卸協会 SDGs 分科会座長
郷野 智砂子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長
芝田 雄司	公益財団法人 日本フードバンク連盟 政策担当
鈴木 志保子	公益社団法人 日本栄養士会 副会長
鈴木 一十三	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 環境委員会委員長
大熊 拓夢	オイシックス・ラ・大地株式会社 コーポレートコミュニケーション部 部長 (公益社団法人 経済同友会 副代表幹事 高島宏平構成員代理)
古澤 勉	岩手県環境生活部資源循環推進課 総括課長 (全国知事会 農林商工常任委員会 委員長 達増拓也構成員代理)

楯 美和子	一般社団法人日本経済団体連合会 消費者政策委員会企画部会長
岡田 崇幸	一般社団法人 日本フードサービス協会 理事・事務局長 (一般社団法人 日本フードサービス協会 業務部長 田村清敏構成員代理)
平野 覚治	一般社団法人 全国食支援活動協力会 専務理事
二日市 聖子	社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 事務局長
水野 一正	公益社団法人 日本食品衛生協会 理事
村尾 芳久	一般社団法人 全国スーパーマーケット協会 事務局長
遠藤 典子	認定 NPO 法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ 理事 企業・団体との協働事業ディレクター (認定 NPO 法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ 公共政策アドバイザー 湯浅誠構成員代理)
米山 廣明	一般社団法人 全国フードバンク推進協議会 代表理事
渡辺 達朗	一般社団法人 サステイナブルフードチェーン協議会 理事
(政府側)	
消費者庁	日下部次長
農林水産省	大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課 久保課長 消費・安全局 消費者行政・食育課 村山参事官
環境省	環境再生・資源循環局 資源循環課 井上企画官 環境再生・資源循環局 資源循環課 小田戸主査
厚生労働省	健康・生活衛生局 食品監視安全課 今川課長

社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 安西室長補佐

法務省

民事局 笹井管理官

デジタル庁

国民向けサービス G 森参事官

国民向けサービス G 本多課長補佐

※株式会社クリエイターズネクスト 代表取締役 窪田望構成員、日本女子大学家政学部 教授 小林富雄構成員、日本チェーンストア協会 環境委員会委員 小山遊子構成員、芝浦工業大学システム理工学部 教授 袖野玲子構成員、飛騨市長（全国市長会 社会文教委員会 副委員長）都竹 淳也構成員、PwC 税理士法人 パートナー 望月文太構成員、山口県和木町長（全国町村会 政務調査会経済農林委員長）米本正明構成員は本日欠席。

（五十音順、敬称略）

議事概要：

■ 消費者庁 日下部次長 冒頭挨拶

■ 議事(1)「フードバンク認証制度実施要綱案について」

- ・ 事務局から、資料1～3の内容について説明があった。
- ・ 各構成員より、以下の発言があった。
 - － （大熊様）オイシックス・ラ・大地株式会社では、WeSupport Family というひとり親家庭向けの食支援のマッチングプラットフォームの活動をしており、フードバンクに近い形であるため、認証の対象になる団体であると認識している。認証を取得するに当たって、時間や手間がかかると思われるので、認証を取得することのメリットは何か。改めて、認証を受けることでどのようなことが対価として得られるのかを教えてください。

⇒（事務局）寄附ガイドラインを策定した経緯から振り返って説明する。現状として、食品メーカーを中心に、賞味期限が残っているにも関わらず廃棄されているものが20万トン程ある一方で、全国のフードバンクでの取扱いが1.6万トン程である。また、困窮者の救済には15万トンが必要であり、大きなギャップが生じている。食品メーカーが食品寄附を行うに当たって懸念している点として、1点目は横流しによるブランド棄損の懸念（＝レプテーションリスク）であり、2点目は、保管の仕方に衛生上の問題があることによる食中毒リスクの懸念であった。どうすれば食品寄附を促進できるか確認したところ、行政が第三者としてフードバンクが守るべき内容をチェックし、認証するような仕組みがあれば、安心して寄附ができるということだった。そのため、まずは寄附ガイドラインを策定し、その次のステップとして、企業の懸念を払拭するべく、独立した機関が事務局となり認証を行うこととした。フードバンクは、企業からの信頼を獲得し、食品寄附が進むという大きなメリットが得られると考えている。第三者として行政が絡む認証があることで、食品メーカー側での決裁が通りやすくなり、大口の寄附が増えるというメリットもあると考えている。

- － （兼澤構成員）客観的な立場から申し上げる。昨年末に公表されたガイドラインの意義は、まさに説明されたとおりであると認識しているものの、ガイドラインの内容をどう理解すべきかを受け手側に委ねてしまっている点が課題であると考えている。認証の解釈が受け手側に委ねられることなく、食品寄附ガイドラインに基づいて第三者が認定しているということ、認証を受けていることが何を意味するのかを理解してもらえるような端的な解説があることを望む。

⇒（事務局）認証を受けることの意味について、対外的にわかりやすく伝えられるよう

に対応していく。ガイドラインでは、トレーサビリティにより横流しを防ぎ困窮者に食品をきちんと届けること、衛生的に安全なものを引き渡す管理の仕組みができていくこと、万が一事故が起きても保険等で対応できること等を示しており、ガイドラインは任意の取組としているものの、第三者が確認する認証制度によって、ガイドラインがしっかりと守られていることの意味合いを伝え、寄附をされる方の懸念が払拭できるように対応していく。

- （渡辺構成員）ガイドラインの策定後、サステナブルフードチェーン協議会（SFA）ではガイドラインに基づいて寄附促進を働きかけているが、様々な立場の方を見ていて、特にトレーサビリティや衛生面、安全面での管理等においては、ガイドラインの内容を遵守することが難しいという印象がある。ガイドラインや認証制度は、大口の寄附を対象にしているものかと思うが、実際には栄養面から生鮮品や日配品を受け取りたいというニーズもあり、大口のものだけではなく、生鮮品や日配品を届けられるような地域循環の仕組みが必要である。また、ガイドラインに基づいて、実際にファシリテーター機能を果たそうとすると、色々と難しいところもあるため、できる範囲で合意書を結んだ上で、地域で循環させている。フードバンク認証制度は大口の寄附には有効な部分があるものの、地域循環を考慮すると中堅規模以下のフードバンクの方がうまく活動できる場合もあるため、中堅規模以下のフードバンクについても育成していく制度、あるいは別立ての認証制度がほしい。フードバンク全体を引き上げていく動きがあってほしいと思う。

⇒（事務局）認証制度が小さいフードバンク等を排除するものではないことは冒頭にも申し上げたとおりである。認証制度では信頼性を向上して寄附を増やすことが趣旨ではあるが、ガイドラインでは生鮮品や冷凍品等の様々な食品の受け入れ体制を整えるべく、衛生管理の観点についても盛り込んでいた。こうした管理については、フードバンクのキャパシティビルディングを下支えしていく必要があり、本年度は認証制度の実証を行うほか、並行してキャパシティビルディングの向上に向けた取組も行う予定である。地域循環についても着目しながら取組んでいく。また、他の事業ではあるが、フードバンクの資質向上に向けて予算を要求する予定もある。これらの取組により、様々な側面からフードバンク活動を支えていきたい。

- （梅津構成員）法務のバックグラウンドから、気になることを申し上げる。認証制度における認証する／しないの判断は行政処分ではないため裁判で争えないという説明があったが、その中で異議申し立てのプロセスを入れていただいたことは非常に合理的であると思っている。認証制度においては、運用の透明性や公正性が重要。ご提案いただいた認証制度は、実際の運用について、認証基準を満たすかどうかの判断に裁量の余地があると理解している。ここを満たせば認証が取得できる、という透明性につ

いて明確にするべきであり、逆に、認証を出せない場合にはその理由を合理的にフィードバックしていくべきである。透明性、公正性については意識しておかないと、認証制度自体に歪みができてしまうと思われる。独立した機関として、認証事務局を設けるのは合理的だと思うものの、その辺りの透明性についても担保した基準になれば良いと思う。また、大きなフードバンクが認証基準を満たすことで、信頼性が担保されることは大事であるが、中小規模のフードバンクが育成されていくことも大事であるため、認証を取得したフードバンクを増やしていくという視点で、認証基準を満たすための支援もやっていけると良いと思った。

⇒（事務局）透明性の観点は認証制度の肝であると考えている。そのために、実際のフードバンクでの実証事業を行うが、実証結果を踏まえて認証のレベルや認証の判断を行うクライテリアについて整理し、公表していく予定である。また、ガイドラインのチェックリストからも更に深堀し、判断基準を明確にして認証制度を作っていくため、かなり明らかになってくると思われる。逆に、どこが不適切である場合には認証されないかについても、わかりやすく透明性をもって作り上げていく。中小規模のフードバンクについては、次年度以降になるものの、認証を希望するフードバンクの支援を考えていきたい。

- （郷野構成員）フードバンク認証制度の実施要綱について異論はない。これまでの議論の積み重ねの成果として評価できると考えている。食品寄附の社会的信頼を高め、寄附を促進し、食品ロスを削減するための有意義な制度だと思っている。これから行われる実証事業と今後の着実な制度運用に期待している。寄附する側の安心確保はとても重要なことだと考えており、認証を受けていれば安心して寄附ができるような認証制度になってほしいと思う。一方で、制度が厳しすぎると認証の負担や、フードバンクの活動が逆に阻害されるということも懸念している。制度がスタートした後も、フードバンク側と食品業界側の双方の意見を定期的に聞きながら制度をより良いものにしていくべきである。より多くのフードバンクが認証を受けられるような支援を国で検討していったほしいと思う。

⇒（事務局）ご意見をしっかり受け止め、より多くのフードバンクが認証に向けて動いていただけるようにしていきたい。フードバンクが企業の信頼を獲得し、廃棄に回っていたものが寄附に回るような仕組みを作っていくべく、そこを支援する事業として、しっかりと取組んでいきたい。

- （大熊様）ガイドラインを遵守することによって企業の不安を払拭する効果を出していきたいということだったが、ガイドラインは策定後の運用やそれをどのように認知させていくかが非常に重要だと考えている。企業の視点から申し上げると、この認証制度を企業側に認知させる活動も取り入れてほしいと思う。既に積極的に寄附

を行っている企業よりも、まだ寄附を行っていない企業が寄附に取り組めるようになることが重要である。また、認知が広がった後には、認証フードバンクに寄附を行った企業が表彰や補助金を受けられる仕組みや税金が下がる仕組み等、企業側にもメリットがあると更に認証制度の促進が進むと思われる。

⇒（事務局）寄附をする側の皆様への認知について、この制度の意義をわかりやすく伝達させるために、官民協議会の中を通じた様々なステークホルダーの皆様にご理解をいただきながら取り組んでいく。

- （芝田構成員）日本フードバンク連盟においても、信頼のあるフードバンク団体が活動できることを目的に 2013 年から民間の認証に取り組んでいる。この度、政府の認証制度ができることになったわけだが、民間の認証制度がどのように位置づけられるか、考慮されるのかについても検討を進めていただきたいと思う。

⇒（事務局）日本フードバンク連盟の認証制度は、ガイドライン作成の際にも参考にさせていただいた経緯がある。ガイドラインがベースになって認証制度がスタートしているため、既存の民間の認証制度ともうまくリンクさせながら発展させるべく、引き続き相談しながら進めていきたい。

- （荒川構成員）フードバンク認証の実施要項について異議はない。食品を出す側としては、最終的には法制化をしていただき、それに伴う税制特例等があれば良いと思うものの、その第一歩として関係者の皆様で議論して、ここまでの認証制度を作り上げようとしていることに意義があると思う。2 点申し上げる。1 点目は、有効期間 3 年について、様々な事務コストを考慮するとやむを得ないと思うものの、3 年の間に事情変更もあると思われ、実施状況報告を毎年とっていただきたいと思う。事情変更があった場合には、認証取り消しや改善に向けた対応等に繋げていただきたい。認証を受けた団体にメリットがあることが大事であり、農水省等の他の省庁でのフードバンク支援においても、認証を受けた行為とのクロスコンプライアンスをかけることも一つの手なのではないかと考えている。

⇒（事務局）3 年更新としているが、いただいたご意見や活動状況も見ながら入ってくる様々な情報を踏まえ、対応していきたい。要綱 10 条には、資料を必要に応じて要求することのほか、現地調査を行うことを追記している。普段のチェックがフードバンクの信頼性に重要なポイントとなってくると思われ、事務局としてもしっかりと運用をしていきたい。取り消しについても要綱に記載しているが、認証のクライテリアを明確にして、透明性についても整理していきたい。認証制度のメリットについては、農水省でもフードバンク支援としての予算を確保されており、補助を受ける際にフードバンク認証を要件の一つにできるかについて、今後、農水省と調整していきたいと考

えている。

- （鈴木一十三構成員）フードバンク認証制度は、寄附の信頼性向上の観点から寄附者として心強く、今後の食品寄附促進に繋がるものと受け止めている。3点申し上げる。1点目として、一番大事なのはマッチングだと思っている。余剰品が発生しどこに寄附すれば良いかわからないときに、認証を取得しているフードバンクに絞っていくことになると思うが、その際にリストに載っていないと寄附先として選ばれないということがあると、エリア格差が生じてしまうと思われる。なるべく様々な地域で認証が登録されるための後押し策や、マッチングのデジタル化についても検討していく必要がある。2点目として、免責について+αで考えていただきたい。なにか問題があった時に、どこかに責任があると食品寄附が進まないため、安心して寄附できる仕組みを制度設計していただきたい。3点目は、認証制度のメリットについてだが、認証されたフードバンクにもメリットがあり、寄附を行う企業側にもメリットがあるような形で進めていただきたいと思う。寄附食品に係る物流費や保険、損金算入等について、しっかりと制度を使うことで、全体のプラスになるように進めていってほしい。
- ⇒（事務局）1点目の幅広く全国のフードバンクとマッチングすることについては、オープンリストと認証制度の2段階の仕組みとしているが、オープンリストでは小さいフードバンクも含めて網羅的に掲載し、その中で認証フードバンクについてリスト化をしていく想定である。本年度の実証では、全国を万遍なくカバーしており、全国展開も考慮している。一極集中にならない配慮は必要であり、キャパシティビルディングの様々な支援の中でも考えていきたい。マッチングでDXを活用して取組むことについては、大きな課題の一つとして、昨年度もDX分科会を立ち上げ、議論いただいていたところであり、継続して取組を進めていく。免責について、すぐにというわけにはいかないが、法的責任のあり方を検討していくことを今年の3月に閣議決定した。諸外国の例をみると、寄附に関して免責制度が規定されている事例もあり、フードバンク認証制度はこういった免責制度を検討する上での第一歩として考えている。3点目の、寄附する側と受け手側の双方がWINWINの関係になることについては、非常に重要な点だと思っている。寄附する側のメリットとしてどこまで捉えるかが難しいものの、社会貢献や食品ロス削減、リサイクル率アップ、税制上のメリット、輸配送について検討を進めている。受け手のみならず、寄附する側にもインセンティブが働く仕組みを検討していく。フードバンク認証制度と並行して進めることにより、日本全体の食品寄附のパイプを太くしていきたいと考えている。
- （平野構成員）本認証制度で記載されている「フードバンク」について確認させていただきたい。第2条第1項に「食品寄附者から寄附される食品を受け取り、輸送・保管して、福祉施設やフードパントリー、こども食堂等、提携している団体に提供する場合

の者をいう。」とあるが、例えば「輸送・保管しない団体」は本制度の対象ではないという理解でよいのか。保管・輸送・衛生管理のチェックリストも当会の活動には馴染まないものがあるのでご質問させていただいた。

⇒（事務局）ファシリテーターについては認証制度の対象としていないことを理解いただきたい。

- （米山構成員）1点目として、フードバンクのオープンリストというのは、農水省のウェブサイトに掲載されているフードバンク 289 団体の一覧のことを指しているという認識でよいかを教えていただきたい。2点目として、オープンリストに新たに掲載したい団体がいた場合に、掲載するための手続きとして何らか示されているものはあるのかを教えていただきたい。3点目として、現地確認について、要項の第5条で、「必要に応じた現地確認」とあるが、必要がなければ現地確認にいかないこともあるということかを教えていただきたい。

⇒（事務局）1点目については、農水省のウェブサイトで公表しているフードバンク 289 団体のリストを指しており、これを認証制度とも絡めていきたいと思っている。2点目のリストへの掲載については、農水省で内規としての規定があるが、皆様にきちんとお示しすることで、掲載基準についても農水省と調整して明確にしていきたいと考えている。3点目の現地確認については、原則実施することを考えている。要綱を事前に確認していただいたところ、書類審査だけではなく、現地確認を行うことでしか見えてこない部分もあるとのことだったため行っていきたいと考えている。現地確認を含めてしっかりと審査を行うことで、認証制度の信頼にも繋がると考えている。実証も現地確認を前提としたものである。

■ 議事(2)「フードバンクの認証実証事業の内容についての説明」

- ・ 事務局から、資料4の内容について説明があった。
- ・ 各構成員より、以下の発言があった。

- （米山構成員）本年度のモデル事業と来年度以降の体制について、審査員は誰が何人位で実施するのか。物理的に訪問することが可能な団体数はいくつ位なのかを教えていただきたい。

⇒（事務局）本年度ご協力いただいた団体については次年度以降、優先して認証していきたいと考えている。現在の想定では、中核のフードバンクを優先して認証していきたいと考えており、年間 300 トン程度を取り扱っているフードバンクを優先していくことを想定すると、リストに掲載されている 289 団体のうち、約 10 団体が該当する。

訪問に当たって物理的に制限を設けるつもりはないが、現実的には年間10団体以上は認証できる体制を組んでいきたいと思っている。余力があればより多く認証したいと思うが、まずは中核団体から認証していきたいと思っている。

⇒(米山構成員) 取扱量を目安にすることだが、物理的に訪問できないことを理由に基準を高めようとするのは認証制度の在り方としては方向性が違うと思われる。何団体であっても適切な団体を認証することが重要であり、審査する側のマンパワーが要件に反映されないようにしてほしいと思いつつ、一方でリソースに限界あることも理解できるため、バランスと取りながら進めていただきたい。

⇒(事務局) 基準を高めて大きい団体だけを認めるつもりはない。優先的にということで、大口のフードバンクにお声がけをして実証をしてもらうだけであり、活動の大小を踏まえて、認証制度を運用することは考えていない。実際には、企業からの信頼を得るための適正性の観点から、どこに基準を置くのかを重視しており、リソースのせいで大きいフードバンクしか認証をとれないようにしているわけではない。

⇒(米山構成員) 仮に50団体から申請があっても訪問できるのか教えていただきたい。

⇒(事務局) 最大限リソースが許す限り、対応していきたいと考えている。

■ 議事(3)「今後のスケジュール」

- ・ 事務局から、今後の認証実証事業のスケジュールやフードバンクに食品を提供した際の既存の税制上の取扱いの周知について説明があった。
- ・ 各構成員より、以下の発言があった。
 - － (大熊様) 物流費については大きな課題として認識しており、企業側の損金算入の通知は大事だと思うため、是非やっていただきたい。また、企業からフードバンクへの輸配送も重要だが、フードバンクからの輸配送についても大きな課題だと思っている。せっかくフードバンクに食品が集まったとしても、フードバンクが負担する倉庫や輸配送の費用に苦戦することになるため、そういった点もスコープにに入れていただきたい。この点について、官民協議会でやれるのか、別の組織でやれるのか等のお考えがあれば教えていただきたい。

⇒(事務局) 輸配送費の課題解決に向けて、損金算入においては輸配送に要した人件費の損金算入も含まれているため、合わせてお示ししたい。食品を寄附される側への補助、フードバンクに対しての輸配送費の補助についても農水省と消費者庁で予算的な支援を考えているところである。この内容を官民協議会の場で広く周知すると共に、業界団体全体については、農水省にもご協力いただきながら進めていきたい。

- （渡辺構成員）大熊様の指摘とも重なるが、輸配送費の損金算入が上手く使われていないことについて、政策自体が知られていないこともあるが、その他に使いづらいことも理由としてあることを認識いただきたい。ある程度まとまって寄附をする場合の輸配送費であれば、企業における営業の現場とサステナ部門、経理部門とでうまく連携して処理することが可能になるが、日々発生するものや不定期で発生するものについては、各部門と調整して損金算入する必要がある、そのコストの方が高くなるために、損金算入せずに寄附してしまったり、廃棄してしまったりすることに繋がると思われる。制度そのものが、まとまって寄附する場合に向いているため、流動的に発生するものについても機動的に対応できる仕組みになってほしい。フードバンクへの輸配送への支援についても、大熊様と同じ意見であり、農水省と協力の上、是非ご検討いただきたい。
- ⇒（事務局）税制上の処理については、仕組みそのものをすぐに変更することが難しいため、寄附を行う側と受け取る側で、効果的に運用できる仕組みを考える必要がある。行政としては、フードバンクへの補助的な支援を農水省及び消費者庁の一部で既に実施しており、今後更に充実させていきたいと考えている。予算面についても、引き続き検討していく。まずは官民が連携して、問題解決に向けて具体的な取り組みが進んでいくことを期待しているところである。
- 本日の議論については、議事録を作成し、資料等と併せて構成員に確認いただいた上で、消費者庁ウェブサイトに掲載させていただく予定である。

- 以上